

欄について申し上げますと、それぞれ増減がございますが、総定員ワク内の振りかえでございまして、増減ゼロ、こういうような形になっております。

以上、御説明申し上げます。

○委員長(北村暢君) 次に、計画局関係についてお願いいたします。町田計画局長。

○政府委員(町田充君) 計画局関係の予算について御説明を申し上げます。資料は、昭和三十九年度予算説明書、昭和三十九年一月二十一日付、建設省計画局、こういう印刷物でござい

ます。昭和三十九年度におきます計画局所管の予算総額は、一億七千八百四十万四千円でございまして、これを昭和三十八年度の予算と比較いたしますと、二千九百二十万、一・七％の増でございまして、全額行政部費でございす。これらのうちのおもなものを御説明申し上げます。一番目は、宅地及び公共用地対策の推進のために必要な経費でございまして、これが八百四十二万七千円、昨年に比べまして、六百三十二万五千円の増でございまして、これは、現下の深刻な宅地問題に対処いたしたために、宅地に関する諸制度の整備をはかるとともに、公共用地取得対策を推進するための経費でございまして、経費の内容を申し上げますと、一つは、昨年御審議をいただきました不動産の鑑定評価に関する法律がいよいよ今年度から施行になりますので、それに伴います試験の実施の経費であるとか、あるいは登録の経費であるとか、そういう事務的な経費のほか、全国の主要な箇所を選びまして地価の調査を実施いたしまして、これを

何らかの方法で公示することによってできるだけ適正な地価というものの形成に寄与するとともに、一般公衆に対しても、およそ適正な地価がどのくらいであるということを公示したいというふうなことを考えておるわけでござい

ますが、そのための所要経費、あるいは公共用地審議会におきまして、いわゆる公共補償——道路、河川等の公共事業が施行されるに伴いまして、移転ないしは改廃を余儀なくされる農道であるとか水路であるとかいうふうな公共施設があるわけでございまして、そういう従来の公共施設にどの程度の補償をすべきかと、いわば個人個人に対する補償ではないに、部落なり村落なり、そういう公共に対する補償をどういうふうに取り扱ったらいいかというふうな、いわゆる公共補償の問題を検討していただくための予算が計上されておるわけでございまして、

第二番目は、拠点都市の建設計画調査に必要な経費でございまして、これは、三十九年度九百八十七万二千円、昨年度より四百五十六万一千円の減になっております。この経費の中身は、大都市の過大化を防止し、また、地域間格差の是正をはかって、国土の均衡ある発展を促進するために、中京圏あるいは北九州圏というふうな大都市圏、あるいは新産業都市、地方開発都市、こういうものにつきまして、開発整備に必要な建設基本計画作成のための調査を行なう、こういう内容でござい

ます。昨年度より減になりましたのは、新産業都市の建設基本計画の調査がほぼ完了いたしまして、昭和三十九年度といたしましては、若干、補整的な調査が残されているということが

昨年度より減少した理由でござい

ます。第三番目は、国土計画地方計画の確立推進に必要な経費、これはいわば国土計画地方計画の確立の前提となりま

す土地、水、交通といった三大要素について必要な調査をする、こういうための経費でございまして、大規模開発計画といたしましては、昨年度から実施いたしておりますところの東京湾及び瀬戸内海の開発計画調査を継続して実施する、地域開発基礎調査とい

たしましては、重要水系の水の賦存量、需要量、そういう利水調査、それから交通体系調査——物資別あるいは輸送機関別旅客別、貨物別によりまして、その物資の流動状況を中心として、その交通体系調査、それから土地利用図作成調査、こういうものを実施いたしまして、具体的な施設の計画といたしまして、日本横断運河の調査、それから富士川の水を東京に引っぱりまいる、こういうところの富士川導水計画、こういうものについて必要な調査を実施いたしたい、こういう内容の経費でございまして、

るわけでございまして、三十九年度におきましては、訓練内容の充実、特に地方隊の訓練に対しまして補助並びに中央訓練所——現在静岡県富士宮市根原部落に中央訓練所を建設中でござい

ますが、さらに、その施設の整備拡充をはかってまいりたい、こういう経費でございまして、

第五番目は、建設技術研究の助成に必要な経費でございまして、これは昨年度と同額の二千一百万円でございます。内容は、公共投資の増大に対処し、建設技術の進歩向上に資しますとともに、建設業の企業合理化を促進いたしまして、本省所管の事業に

関連のある研究に対して助成を行なう、こういうために必要な経費であります。そのほか、計画局所管の予算といたしましては、所管行政にかかる調査統計のための経費、これが三千二百二十五万一千円、それから建設業の助成監督——建設業法を所管いたしまして、建設業の助成監督という一般行政を担当いたしているわけでございまして、それに必要な経費として五百二十九万八千円、以上が計画局所管のおもな内容でございまして、

和三十一年度の治水関係の全体の予算額は、総額で一千二百三十六億八千二百

万円、その内訳を申し上げますと、治水事業が七百七十六億四千九百万円、海岸事業が三十二億二百万円、災害復旧関係費が四百二十八億三千一百万円、こういうふうな内訳になっております。これを事業費に直して申し上げますと、全部で一千八百十五億八千七百九十四万七千六百円、治水事業が一千九百九十四億七千六百円、海岸事業が四百九十九億五千九百万円、災害復旧関係が五百七十一億五千二百万円、こういうふうになっております。

これをこまかく細目別に分けまして、次の二ページと三ページにわたりまして、それぞれの内訳を書いてござい

ます。表の1をごらん願ひまして。一番左のほうの「区分」というところで、治水事業、その内訳が河川、ダム、砂防、建設機械。それから海岸事業が一般の海岸と、それからチリ地震津波対策事業。伊勢湾高潮対策事業、災害復旧、その内訳が災害復旧、災害関連事業、鉱害復旧事業。合計、こういうふうになってございまして、その右のほうに、昭和三十八年度の当初予算と、それから補正後、これは、補正後におきましては、おもにベースアップの関係と、特に災害に關しましては、当年度の予算の災害の費用がふえておるわけでございまして、それぞれ額が出ておるわけでございまして、それと三十九年度、それから比較増、こういうふうになってございまして、治水事業全体を申し上げますと、一番上の行を読んでまいりますと、三十八年度の当初が、事業費で九百八十九億一千万円、補正後で九百

九十一億八千四百万円、それに対しては、三十九年度は、事業費が一千九百九十四億七千六百万円、国費が、それぞれ今の右のほうに書いてございまして、それを比較いたしますと、三ページの右のほうに、当初、補正後の比較が書いてございまして、治水事業全体として、当初に對しましては、事業費が二一〇%、補正後に對しては、二一〇%、国費がそれぞれ二〇%、一九%、というふうな倍率になってございまして、その内訳は河川、ダム、砂防、建設機械について、それぞれ表をござん願いますと、一番右のほうに書いてございまして、事業費で河川は二一〇%、ダムは二一、砂防二一、建設機械は下がっておりますが、国費は、それぞれ河川が一九%、ダムが二一%、砂防が二〇%、こういう倍率になってございまして、

それから海岸事業は、三十八年度の当初三十八億七千四百万円、補正後三十八億七千七百万円に對しまして、三十九年度の事業費が四十九億五千九百万円、その国費がその右のほうに書いてございまして、この倍率を見てみますと、補正後におきまして、事業費で二八%、国費で二六%の増になっております。その内訳は、海岸とチリ地震津波対策についてそれぞれ書いてございまして、

なお、その下に書いてございまして伊勢湾高潮対策事業は、三十八年度をもって完了いたしましたので、三十九年度は予算がゼロになっております。それから災害復旧事業関係でございしますが、合計いたしまして、三十八年度の当初五百二十億四千九百万円に對しまして、補正後が八百七億二千五百万円、これに對しまして、三十九年度は、五百七十一億五千二百万円の事業費、それぞれ国費が右のほうに書いてございまして、この対比も右のほうに書いてございまして、その内訳は、災害復旧、災害関連事業、それから鉱害復旧事業、それぞれの内訳が書いてございまして、省略いたしますが、ごらん願いたいと思います。

次に、四ページをござん願いますと、それぞれの事業のおもな項目について書いてございまして、

治水事業に關しましては、国土の保全と民生の安定を期する見地から、近年の災害発生状況及び水資源開発の急務にかんがみ、前年度に引き続き、緊急に施行を要する事業を促進するものとする。

まず、河川事業でございしますが、継続事業の促進をはかり、経済効果の大きい重要な河川、放水路工事、東京湾、大阪湾等重要地域における高潮対策、大規模な引き堤工事、排水路工事及び低地地域における内水排除施設——これは排水ポンプ等の整備でござい

ますが、その整備並びに災害の頻発する河川の改修等の促進をはかるようにいたしております。

また、最近の局地的豪雨による災害にかんがみまして、中小河川等の改修も大いに促進をはかるというふうに考へておるわけでございまして、ここに直轄河川といたしましては、継続事業の利根川等を含めまして百河川について実施をいたします。

それから中小河川工事は、継続の三百九十五の河川のほか、新たに三十一河川を新規に計上いたしまして、合計四百二十六河川について実施をいたします。

それから小規模河川は、継続の三百一十二河川のほか、新たに新規七十一河川を追加いたしますと、三百八十三河川。

それから高潮対策事業でございしますが、東京、大阪について、それぞれ三十八年度並びに三十七年度から高潮対策事業を緊急整備三カ年計画に基づいて実施をしておりますが、その計画に従ってその促進をはかつてござい

ます。

次に、六ページをござん願いますと、河川総合開発事業——ダム関係の事業でございしますが、治水効果と諸用水需要の増大を考慮して、事業の促進をはかるようにしてございまして、

直轄事業といたしましては、多目的ダムの継続十ダムのほか、新たに新規二つとしたして菅沢ダム、長野ダムの二つのダムを新たに実施するようにいたしまして、合計十二について実施をいたします。

それから実施計画調査につきましては、現在継続しておる四ダムのほか、新たに名取川の釜房ダム、緑川の緑川ダムの二つのダムについて実施調査に入ることになっております。

それから水資源開発公団交付金については、水資源開発公団が行なう利根川の矢木沢ダム、下久保ダム、淀川の高山ダム、青蓮寺ダム、この四ダムの建設費の公共負担分について交付金として一応計上してございまして、

それから補助事業関係でございしますが、これについては、継続の二十二ダムを継続して実施するほか、三十九年度は、新規といたしまして、七ページに書いてございまして、おりに、裾花川の裾花ダム、それから勝浦川の正木ダム、大淀川の野尻ダム、飯梨川の布部ダム、与田川の大内ダム、和田川の和田川ダム、それから浅瀬石川の沖浦ダム、この七ダムを新たに実施するようにいたしまして、合計二十九ダムについて三十九年度は実施をいたします。

なお、実施計画調査といたしまして、新たに三ダム——利賀川の利賀川ダム、それから舊社川の鍛冶屋ダム、加茂川の黒瀬ダム、この三つを加えまして、七つのダムについて実施計画調査を行なう予定でございまして、

それから砂防事業でございしますが、近年災害の著しい直轄河川水系及び土砂の流出による被害の著しい河川に重点を置くとともに、重要地域の開発進展に即応するとともに、他事業と関連する事業を促進するといふふうにいたしまして、直轄砂防事業といたしまして、継続で施行中の利根川を入れまして、二十六水系について、三十九年度の実施をはかつております。

それから直轄の特殊緊急砂防事業といたしましては、継続施行中の天竜川、木曽川の二水系について実施をすることになっております。

それから直轄の地すべり対策事業につきましても、現在の四水系——手取川を含めまして四水系について実施をいたします。

それから通常砂防事業について、これは補助事業でございしますが、昭和三十一年度においては二千四百一十一溪流について実施し、特に重要な河川及び災害発生著しい河川の工事に重点を置いて実施するといふふうに考へております。

次に、特殊緊急砂防事業でございしますが、昭和三十一年度引き続きまして、三十六年と三十八年の災害によって被害を受けた長野県を含めまして一十県について特殊緊急砂防事業を継続して実施をいたします。

それから地すべり対策事業については、地すべりによる被害を防止するために三百七十三カ所について実施をいたします。

次に、海岸事業でございしますが、近年頻発する海岸災害の状況にかんがみまして、事業の促進をはかることといたしまして、特にチリ地震津波対策事業が完了するといふ予定のもとに、この事業の促進をはかつております。

工事の実施箇所につきましては、継続九海岸のほか、新たに駿河湾の駿河海岸を今年度——三十九年度から実施する、こういうふうに考へております。

は三カ年、全体として四カ年間で事業を完了する方針に従ってその事業の促進をはかるように、それぞれの進捗率をはかっておるわけでありました。

その進捗率につきましては、後ほど御説明申し上げます。災害関連事業については、災害復旧事業の進捗に即応してそれぞれの事業を促進するように計上してございます。

次の十二ページと十三ページをごらん願いますと、一番上のほうには、表2といたしまして、チリ地震津波対策の進捗状況をここに書いてございす。これは、それぞれ対策費、災害費に分けて書いてございすので、ごらん願いたいと思ひます。

それから表3といたしまして、河川等災害復旧事業進捗状況という一覧表が書いてございす。これをごらん願ひまして、表3の一番左のほうの区分というところで、直轄、三十六、三十七、三十八年度、補助三十五、三十六、三十七、三十八年度、このようにふうに区分けをいたしまして、それぞれ区分の右のほうをごらん願ひますと、総国費、三十八年度まで実施額その内訳、それからその右のほうに三十八年度まで進捗率、三十九年度予算額、三十九年度末まで実施額、進捗率、四十年以降残国費、このようにふうに内訳が出てございす。この一番右から二番目の三十九年度末まで進捗率、この欄を上のほうからずと下のほうにごらん願ひますと、直轄におきましては、いま申し上げましたとおり、三十七年度が完了いたしました、三十八年度は内地、北海道合わせまして九四・一%の進捗率、それから補助災害になりますと、三十五年災はもち

ろん完了いたしました、三十六年度も三十九年度末までには完了、三十七年度は八七%、それから三十八年度については六八%、このよう進捗率をもって災害復旧事業の促進をはかる、このように予定で予算を計上してございす。

一応河川局関係の予算の説明は終わります。

○委員長(北村暢君) 以上をもちまして官房、計画及び河川局関係の予算の説明は終わりました。

御質疑のある方は順次御発言を願ひます。

なお、会計課長、国土地理院長、建設研究所長、建築研究所長、土木研究所長が出席をしております。

○田中一君 前年度との比率が伸びておる、伸びておるといふことを言っておるけれども、物価、賃金の値上がりは何%含まれておるのです。たとえば物価ですね、それに対する値上りは何%に押えておるのか。工事の上昇率というのを言うけれども、工事の上昇率じゃなくて予算の上昇であつて、

実体がどのくらい伸びたかといふことが明らかになっておらぬのだ。だから、その中で物価は、三十八年度の物価と三十九年度に計上されておる工事費の中の物価の値上りを何%に押えておるか、賃金はどうか押えておるかといふ点が明らかにならぬと、工事の上昇率といふものは出てこないわけですね。それは単に河川局、計画局ばかりではございせん。全体の建設の予算についてひとつ詳細に――もし答弁できなければ、どういふものはどう見ている、どういふ職種はどういふうあい

に値上がりを見ている、どういふ材料

はどうなつていふことを、ひとつ一覽表として出していただきたい。

○委員長(北村暢君) ただいまの田中委員の資料要求について了解したのですか。

○政府委員(町田充君) 道路費あるいは資材費につきましては予算の積算の見込み方、それにつきましては、後刻資料として提出したいと存じます。

○田中一君 いま計画局の説明の中の3の国土計画地方計画の確立推進に必要な経費といふのが出ておりますが、これは大臣に質問するはずのものをちよつと伺うのだけれども、建設大臣は、河野一郎君は、かつて経済企画庁長官をやつた経験があつたはずで、

ところが、このときには国土総合開発審議会には一べんも顔出ししたことがないのです。そうしてもつぱら経済方面だけを担任しておつたわけなんです。おそろくそれを反省して、今度は建設大臣になつたので反省してこれに熱意を傾けておるのじゃなからうかと思ひけれども、その点はひとつ、官房長官のほうから建設大臣に聞いておいていただきたい。かつて一べんもない。そこで伺ひたいのは、経済企画庁

の資料を要求しておいていただきたいと思ひます。

○委員長(北村暢君) ただいまの田中委員の資料要求は、後刻整えるようにいたします。

○田中一君 官房長に伺ひます。本年度の定員関係の増員は何人になつておるか、私になつたから聞くのだけれども。

○政府委員(平井学君) 先ほど申しましたように、全体としては増減なしでございすけれども、振りかえ等によりまして、官房では官房調査官一名、これを増員することになっております。なお、官房直接ではございせんけれども、付属機関といたしまして技術陣営の強化をはかるために、土木研究所に計画管理室長一名を置く、

こういうような点を要求いたしてございす。いずれもこれは振りかえてございす。

○田中一君 かつて休会中に建設大臣は、工事事務所の廃止を断行するのだ、半数ぐらゐに減らすのだといふようなことを説明しておつたのですが、その件は盛り込んでありませんか。

○政府委員(平井学君) これは、工事事務所に限らず、本年度統廃合の計画を立てておられますが、むろん、こういったことも含めて考えております。すなわち、本省に、技術管理の向上、技術水準の向上といふことを目標にして、先ほど説明いたしましたように、技術参事官をはじめ土木研究所の技術管理室、こういったことを考えておりますが、むろん、これには三十九年度に予定いたしております工事事務所の合理的な見地からする統廃合による人

員の振りかえ、こういったことを含んでおります。

○田中一君 そうすると、三十九年度の予算の中には、それらの統廃合が盛り込んであるというわけですか。

○政府委員(平井学君) さうでございます。

○田中一君 事業量の伸びを盛んに宣伝といふ主張されているけれども、そうすると、いまでも大体工事は大型化されて、工事の質というか、大型化されて、ただ単に請負に出したからといって所要の職員の事務的な仕事というものは縮まっておらぬわけですか。工事量の伸びと職員との関係をどういふぐあいに調整し、また、現在の姿でもって、この三十九年度の予算の姿でもって完全にできるんだといふことなのか。多少の合理化なりあるいは何かをして、定員の増減は少ないけれども、これでできるんだといふような確固たる信念のもとにこれはなされておるのですか。

○政府委員(平井学君) お答えいたします。事業量は年々増大いたしております。事業量は年々増大いたしております。むろん、先ほど御指摘のように、物価、賃金の値上がり等もありまして、実質の事業の伸びは、表面的な数字とは一致いたしませんけれども、事実やはり毎年事業費自体が伸びてゐることは御指摘のとおりでございます。したがって、これに対する建設省としての対策は、第一に、全国の工事事務所、これを再検討いたしまして、その工事事務所における事業量の規模、あるいは過去における事業遂行の経緯、こういったことを考えて、これを人員がむだなく働けるようにという合理的見地から統廃合を考え、それによって、

その人間を合理的に再配置することによって、他の工事事務所あるいは本庁、こういったところへ配置がえらるることによって事業消化力を向上する。それから、いま一つは、職員の研修を強化することによりまして、一人一人の資質を向上する、これによって事業量の消化力をふやす。それからさらに第三には、本省並びに付属機関を中心としたしまして、技術水準の向上並びに従来あまり重きを置いておらなかった技術管理面の合理化、たとえば設計の企画化等を大幅に進めることによって、建設省全体としての事業遂行能力と申しますか、消化力を向上できると、こういう確信で現在の組織なり訓練なり定員というものを考えてやっております。

○田中一君 — それでは、いま官房長が説明された内容を資料でお出し願いたい。どういふ施策をもって行なう、まあ能率の向上云々——能率を向上させるような施策をしなければならぬわけですが、私は全部を通じて、事業の伸びによって、労働強化が行なわれているというように全体的に見ているわけなんです。それで、これに見合う賃金は、これはあなたとの関係ではないという事になればそうなるけれども、伸びておられない。したがって、それを働く職員も納得し、また、納得させるような話し合いを進めての方針であらうと思うから、具体的に文字で資料を出していただきたい。

○政府委員(平井学君) 資料を提出いたします。

○田中一君 それから、これは官房長にやっぱ聞くのだからと思うのだけれども、いまの私の資料を出していた

だくものの中、どこをどういうぐあいに統廃合するということも含めていたいただきたいのです。

○政府委員(平井学君) 大體統廃合の三十九年度における程度、規模はおおよそは先ほど説明いたしておりましたが、具体的な場所等につきましては、いろいろと現在まだ最終的な検討を加えているところもありまして、なお、場所については、後刻またいろいろ検討いたした上で御返答いたしたいと思っております。

○田中一君 それから、いま内閣に提案されている前国会、臨時国会ともにお出しになって、審議終了になった設置法の改正、その内容については、前回の、昨年の国会でも、内容を当委員会としては聴取することができなかった。それで、それもあわせて説明する機会をつくっていただきたい、当委員会に出していただきたい……。

○政府委員(平井学君) 設置法の一部改正案につきましては、御要望の点は十分御説明申し上げることにいたします。

○田中一君 ついでに、ついでに、ついでにと言つては悪いが、みんな資料の調製に困るかもしれないけれども、国土地理院、建研、土研、この現在の研究テーマと予算の配分、それから受託件数ですが、というものの内容、相手方、金はどのくらいもっているか、それから国土地理院等においては、地図の調製がどうなつて、それから研究が幾らかかつて幾らか売つて、その金がどうなつていくかという運営の一覧表を、三十八年度並びに三十九年度見込みに対する一覧表を出していただきたい。

○委員長(北村暢君) 官房長、それはいいですか。

○政府委員(平井学君) ただいまの御趣旨、大體はわかりましたが、この受託件数その他、これはいづれ各付属研究機関、それぞれ資料ができた次第御報告をいたします。

○田中一君 資料ができ次第では困る。これは建設大臣に質問をするために必要な資料なんです。これはでき次第では困るので、時限を明らかにしていただきたい。

○政府委員(平井学君) 付属機関それぞれ事業内容がそれぞれ、現在ちゃんと規定できておられますので、直ちに申し上げますが、受託件数につきましては、大小いろいろございまして、場合によりまして、事業内容一覧表を先にお出しさせていただきます。受託件数につきましては、至急資料を整理して、御報告できるような形にする都合もありまして、若干余裕をちょうだいいたしたいと思つて、できるだけ早くいたします。

○田中一君 研究補助費、これに対する三十八年度の配分、三十九年度の配分はどうするかということの相手方と研究テーマ、それに時限、これも資料を出していただきたい。

○政府委員(平井学君) 承知しました。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起こし。

○小山邦太郎君 官房のはうにお尋ねいたします。この予算のうち、小さいのですが、国際地震工学研修、研究経

費、この二千万ばかりの金でどういふことをするのですか。

○政府委員(平井学君) 二千七十九万でございますが、内容につきましては、幸い建築研究所長が見えておりますので、研究所長から御説明申し上げます。

○説明員(平賀謙一君) 国際地震工学研修、研究経費、ちょっとさかのぼりますけれども、昭和三十五年四月に東京に国際地震工学トレーニング・センターというものができました。これは、わが国の低開発が国に対する技術援助資金によるものでございます。下つて昭和三十六年に、これが、関係各省の協議によりまして、建設省に移管になったわけでありまして、そうしましたら、建築研究所に付属することになりました。それから三十七年九月から五年にわたりますので、約七十六万ドルの援助資金がユネスコの国際特別基金から出ております。わが国からも百万ドルの資金が出ております。これによりまして運営いたしておるわけでありまして、本年度の割り当て金額もそこから出ています。

ついでに申し上げますけれども、三十五年度に十五名、十六国から参つております。それから三十六年度に十二名が六カ国から参つております。三十七年度に十五名が十カ国から、それから現在、三十八年、これは三十名でございますが、うち十五名がわが国の援助資金により、それから残りの十五名がユネスコの国際特別基金によるものでございます。

○小山邦太郎君 そうすると、留学生を出すのが主な費目ですか。地震は、日本は地震の点においては世界的にも

関心を多く持たなければならぬ国柄であつて、したがつて、日本の地震学的研究の発表は、相当權威のあるものである。そうして、私の知るところでは、現在東京大学が中心になつてやっておりますのだと思うが、それとの関係はどうなんですか。

○説明員(平賀謙一君) 東京大学はやっていないので、それはこちらの建設省の国際地震工学研究所に移つたわけでございます。

○小山邦太郎君 東京大学にあるあれはこれですか。

○説明員(平賀謙一君) 東京大学にあるのは地震研究所でございます。それは違ひます。これは、ユネスコによつて、それからわが国の援助資金によつてできた、各国の地震に関する研修を研修するところでございます。ちよつとユネスコの事業計画を讀み上げますと、

この事業の目的は、国際地震工学研究所の設立にあり、その主要な業務は、地震学及び地震工学の分野における高度の訓練を、特に、世界の主要な地震帯上にあつて、地震科学及び応用地震学が未だ充分に発達していない諸国の科学者及び技術者に対して提供するものとする。こうなつております。

○小山邦太郎君 地震を世界的に研究するその研究者に便宜を与える機関ですか。

○説明員(平賀謙一君) まあそうですね。

○小山邦太郎君 そういふ研究は、建設省がやるというはおかしなものではないのですか。

○説明員(平賀謙一君) これは、文部省や外務省、それから建設省と各省が協議いたしまして、その際に、建設省に移管して、建築研究所が地震の研究に対して非常にすぐれているから、そこに移管したらよろう、そういうことによつてきつたものであります。

○小山邦太郎君 この地震の研究は、建設省が自分の責任にある建築設計実施の上に、その材料その他に重大な関係のあることから、ここに關係を持つことは当然と思つても、地震の研究をする世界的な学徒なり研究者に、その便宜を与えるというならば、むしろ學問を中心としている東京大学のほうに、文部省あたりとよく連絡をとつてやることのほうが有効適切じゃないかと思つたが、その点については、どうなんですか。

○説明員(平賀謙一君) それは、地震學者及び地震學のエンジニア、これらが集まりまして協議した結果、一番適當であるという結論に達して、そういうことになつたわけでありまして。

○小山邦太郎君 わかりました。

○田上松衛君 計画局長にお聞きしたいのですけれども、拠点都市の建設計画調査に必要な経費が、前年度のに比しまして四百五十六万というものが減になつてゐる。それはさつきは、新産業都市の關係調査が大体終わったからだという説明のように承つたわけですが、ところが、うたつてある文句は、とても大きいのです。大都市の過大化を防止し、また、地域間格差の是正をはかり、国土の均衡ある發展を促進するため、大都市圏(中京、北九州)、それから地方開闢都市等について、開

発整備に必要な調査を行なうのだ。ま

あ時代的な大きなものです。これらの項目は、私は考えるならば、わずかな一千万足らずのこんな金で、一体こんなことが出来るだろうかというので非常に懸念するわけです。にもかかわらず、これが大きく減になつてゐるというのですが、こんなことで、ここにうたふようなことが一体できるものだろうか。ついでに、いまこれについては、どのくらいの人間でどういうふうな形でやるのか、その辺を少し分けてお知らせ願ひたい。

○政府委員(町田充君) 昨年度の予算額より減額になりました理由は、先ほど御説明申し上げたとおりでございますが、これだけの経費で、一体どれだけのことが出来るかというお尋ねでございますが、御指摘のとおり、十全な計画を策定いたしますために、これだけの経費では、とても十分とは私どもも考へておらないわけでございます。ただ、私どもの担当いたしましたお尋ねます調査計画と申しますのは、いわば事業の実施を前提とするような、事業に密着したような調査計画ということではございませんで、ある程度理想的なマスタープランを書く、こういうこととでございますので、事業の内容としては、學者先生の御意見を聞くとか、あるいは参考資料、文献をひもといて見るとか、あるいは図面にそいつを落としてみるというふうな机上での計画調査、もちろん、現地につきまして必要な調査をやるといふこともござい

ますが、主として、まず図面での計画、図面での調査資料に基づいての調査というふうなことでございまして、工事あるいは事業、そういうものの実施に直接結びつた段階での調査という

ことではございませんので、まあさほど大きな金額は要らない、こういうことでございまして。

それから実施の人員でございすが、本省では、もちろん総合計画課あるいは地域計画課というふうな課で分担をいたしておるわけでございますが、その人数はもちろん限られた人数でございます。したがつて、実際の調査は、地方に支部局であります地方建設局に委託をしてやらせる、あるいは民間の研究団体、民間の學者に委託をして調査をしていただく、こういうふうなことでございまして、必ずしも役所の人間だけでやっていると

いうことではございません。しかるべく、民間の適任者に御協力を願つてやつておる、こういう状況でございます。

○田上松衛君 大体、局長の説明はわかるのですが、今度お聞きするののは、時代が要求するこの種の問題については、真剣に取り組まなければだめだと思つてゐる。ただ机上プランで文字を書いて喜んで、あるいは學者の意見を聞いてどうだこうだ、その程度くらいでするようなことでは、だめじゃないか。

そこでお聞きしておきたい問題は、局長なんかのほうでは、そういうふうな、いま申し上げたようなことを考へて、一応予算要求はやつてみたのか、やつたにかかわらず削られてしまつたのか。初めからそこに、まあいいかげんこうやつて文書だけでうまくやつておけばいい程度で、初めからこの前年度より減してもいいというこ

で出してしまつたのか。このいきさつを

差しつかえない程度でお聞かせ願ひたい。

○政府委員(町田充君) もちろん、私もといたしましては、必要最小限度と思はれる予算を要求いたしましたわけでございますけれども、大蔵省の査定の結果、減額を見た、こういうことと

ございまして。

○田上松衛君 とめておきます。

○熊谷太三郎君 あとから来て、御説明があつたのかも知れませんが、建設大学校ですね、それで研修される内容、また、たとえば用地關係などは別に研修対象にはなつておりませんか。

○政府委員(平賀謙一君) 建設研究所長が特に参つておりますので、できますならば、建設研究所長から御説明をさせていただきます。

○説明員(上条勝久君) ただいまの用地研修は最も力を入れているところで、建設省道路公団、それから都道府県の職員について行なつております。それから、研修の内容でございすが、建設研修と、それから測量研修、それに機械研修、地方職員研修、この四つの分類で、建設省の所管するほとんど行政全般にわたつて研修の内容といたしております。

○熊谷太三郎君 その用地の關係は、どういふ中に入るわけですか。

○説明員(上条勝久君) 用地關係は、制度がだんだん変わつて参りますのに伴ひまして、新しい用地補償の考へ方、そういう基本的な問題から、さらに実際の用地補償のやり方、そういうような問題まで入りましてやつております。

○瀬谷英行君 田上さんの質問に対する計画局長の答弁で、大蔵省の査定で減つたという御答弁があつたのですが、大蔵省の査定で幾ら減つたのですか。

○政府委員(町田充君) 私どものほうから当初要求いたしましたのは、千九百六十七万二千円、したがつて、前年度予算額より約五百万円増の要求をいたしましたわけでございますが、その査定の結果が九百八十七万二千円ということになつたわけでございます。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) それでは速記を起こして。

他に御発言もなければ、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時二十六分散會

一月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、新道路整備五箇年計画予算確保に關する請願(第九六号)

一、東北自動車道を新道路整備五箇年計画に組入れ昭和三十一年度着工に關する請願(第九七号)

一、千葉県小見川町、茨城県神栖村間の利根川架橋に關する請願(第一一八号)

一、砂防事業の拡充に關する請願(第一四〇号)

一、東京、長野間高速自動車道建設に關する請願(第一五〇号)

一、九州縦貫高速自動車道建設に關する請願(第一七一号)

一、主要地方道彦根、水口線及び水口、枚方線の国道昇格に關する請願(第二二三号)

一、滋賀県水口町地区内の国道一号

線と近江鉄道線との平面交差地点の立体交差早期実現に関する請願
(第二二四号)

第九六号 昭和三十八年十二月二十四日受理
新道路整備五箇年計画予算確保に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君
新道路整備五箇年計画達成のため、ぜひとも五兆円の予算を確保せられたいとの請願。

急激な経済発展と自動車交通量の激増に対処するため、建設省では本年九月、新道路整備五箇年計画案を発表したが、これによると、昭和三十九年度から昭和四十三年までの五箇年間に、一般道路事業三兆円、有料道路事業一兆三千四百億円、地方単独事業六千六百億円、計五兆円の道路投資を必要とし、とくにこの実施にあたっては、地方道が国道と一体となつて機能を發揮するよう整備促進し、地方的な幹線道路及び産業開発道路の整備促進を図り地域格差の是正に資するとともに、国道及び県道については現道路舗装に重点を置き、かつ雪寒道路事業の拡大強化をも配慮された計画になつてゐる。岩手県においても、道路網の整備については多年重点的にこれを取り上げ、鋭意その促進に努めてきたが、本計画の推進は未開発地域を多くかかえている本県の開発促進上至大な関係有するものである。

東北自動車道新道路整備五箇年計画に組入れ昭和三十九年度着工に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君
東北自動車道建設の重要性を十分認識の上、本路線を新道路整備五箇年計画に組み入れ、昭和三十九年度に必ず着工せられたいとの請願。

国土開発縦貫自動車道建設法による予定路線である東北自動車道建設については、鋭意その調査を実施されているが、東北地方は古くから産業経済はもとよりその他の面においても後進性が強く、とくに広大な地域を擁する岩手県には未開発地域が多く、本路線の建設は近時交通量の増大に対処する輸送の近代化と遠隔地域の経済性の向上、未開発地域の開発からしても地域住民の期待は絶大なものがある。本工事着工の遅延は、関東以西との格差をますます激しくし、所得倍増計画におけるわが国経済発展の伸張を阻害すること明白である。

第一一八号 昭和三十八年十二月二十五日受理

千葉県小見川町、茨城県神栖村間の利根川架橋に関する請願

請願者 千葉県香取郡小見川町 長 山本力蔵外六百八十六名

紹介議員 小沢久太郎君
千葉県小見川町と対岸茨城県神栖村との利根川に早急に永久橋を架設せられたいとの請願。

第九七号 昭和三十八年十二月二十四日受理
佐原市から銚子市に至る利根川四十キロの間において橋が一つもないという

ことは他の河川の例からまた利根川上流における現況からもはなはだしい矛盾がある。千葉県小見川町と対岸茨城県神栖村を中心とする周域の開発については、既にその緒につき大規模の開発及び鹿行開発地域として地域住民はこの周域の近年の進展に大きな期待を寄せている。最近における自動車等を利用する交通量の増大は銚子や佐原をう回するなどはなはだしい困難を生じている。従つて農産物資の集散に、商工業の振興に著しい弊害を生じ地域振興を阻害すること大である。

第一四〇号 昭和三十八年十二月二十五日受理
砂防事業の拡充に関する請願

請願者 鳥取市東町一ノ二二 〇 君野秀三

紹介議員 中田 吉雄君
昭和三十九年度から改めて策定される治水新五箇年計画で砂防事業の早期達成を図ると共に、現在、砂防事業は、建設、農林(荒廃地復旧工事)の両省に分属しているが、これを統一せられたいとの請願。

今日における砂防事業の実態は、昭和二十八年に決定された治山治水基本対策要綱に基づき、昭和三十一年度から三十五年度にわたる五年間に河川費千六百七億円、ダム費五百五十七億円、砂防費八百三十七億円の治水五箇年計画が策定されるにあたり、河川費とダム費各年度それぞれの事業費に大差がないのに、砂防費のみ初年度の事業費が著しく少額で、年を追うごとに増加して五箇年間に予定の八百三十七億円の事業を遂行するようになつてゐる。しか

るに、昭和三十一年、三十二年の二箇年の事業が終わると、この五箇年計画を改め、昭和三十三年から三十七年度にわたる治水新五箇年計画が樹立され(河川費千七百億円、ダム費七百五十四億円、砂防費八百三十七億円)、各事業の内容は、河川とダムは前五箇年計画と同様各年度の事業費がないのに、砂防だけは相変わらず初年度を少額にし、年と共に増額して五箇年間に当初計画事業が完遂されることになつてゐる。

しかるに、この新年五箇年計画も昭和三十三年、三十四年度の二箇年の実施で、再度改められ、昭和三十五年より四十四年度にわたる十箇年の治水特別会計が設定されたが、(昭和三十五年より三十九年度にわたる前期五箇年治水計画における河川費二千四百億円、ダム費八百十億円、砂防費七百三十億円)各年度割において砂防事業は、やはり初年度と少額に後年増額措置がとられている。

かくて、昭和二十八年に治山治水基本対策要綱が決定されて以来、昭和三十一年度までに実施された治山治水事業の進捗より率は河川四十八・五パーセント、ダム七十一・一パーセント、砂防二十七・六パーセント、治山三十五パーセントと砂防事業実施の著しい低率を示している。

第一五〇号 昭和三十八年十二月二十五日受理
東京、長野間高速自動車道建設に関する請願

請願者 長野県議会議長 西沢 寛志

紹介議員 林 虎雄君
東京、長野間高速自動車道建設に関する請願

東京、長野間高速自動車道の建設計画を樹立し、すみやかに着工するよう強く要請するとの請願。

長野県は、比類のない自然景観と温泉に恵まれ、訪れる観光客も年々激増し、また農産物、工業製品等の輸送の増加により主要幹線道路の交通量は飽和状態に近くなつてゐる。昭和三十七年度における本県交通量の調査の結果では東京、長野間の国道における交通状況はきわめて深刻化しており、今後交通量の激増は必至である。

第一七一号 昭和三十八年十二月十七日受理
九州縦貫高速自動車道建設に関する請願

請願者 福岡市橋口町四 高松 定徳外八百八名

紹介議員 後藤 義隆君
「国道縦貫自動車道九州自動車道」を昭和三十九年度から着工し、新道路整備五箇年計画においてその完成を図られたいとの請願。

日本経済の高度成長下にあつても、九州地方の経済の伸び率は著しく停滞し、地域格差はますます大きくなりつつある。この時にあたり、日本青年会議所九州地区協議会は、九州経済の普遍的開発をはかり、地域間の交流を活性化し、経済活動の領域を拡大するためには、まず第一に九州縦貫自動車道を早期建設する以外にないとの結論に達した。

第二二三号 昭和三十九年一月十四日受理
主要地方道彦根、水口線及び水口、枚方線の国道昇格に関する請願

主要地方道彦根、水口線及び水口、枚方線の国道昇格に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 北川 弥助

紹介議員 西川甚五郎君

主要地方道彦根、水口線及び水口、枚方線を近畿圏整備計画の一環としてすみやかに国道に昇格せられたいとの請願。

主要地方道彦根、水口線は、本県湖東の山辺地帯を南北に縦断し、また水口、枚方線は、湖南の丘陵地帯を西進して大阪府の枚方市と結ぶ重要産業道路である。このたびの名神高速道路の建設を契機として湖東湖南地域は産業の開発がとみに進展し、今や中京、阪神両経済圏の中間拠点に位する近畿の新産業文化都市圏として注目されているところである。最近ではこの地域における産業活動の活発化にともない国道一号及び八号線はもとより、主要地方道であるこの両路線も国道のバイパスとしてその交通量は急激に増加している。

第二二四号 昭和三十九年一月十四日受理

滋賀県水口町地区内の国道一号線と近江鉄道線との平面交差点の立体交差早期実現に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 北川 弥助

紹介議員 西川甚五郎君

滋賀県水口町地区内の国道一号線と近江鉄道線との平面交差点の立体交差化の早期実現を図られたいとの請願。最近の自動車交通量の激増により、三重県境鈴鹿峠から京都府に至る本県内は各所にはなほだしい交通停滞による混雑をきたしその対策に苦心しているところであるが、その一因となつてい

る水口地先国道一号線と近江鉄道の交差する地点に平面交差のため、同地点で一たん停車を行なう車両により、交通停滞と混雑は同箇所ばかりでなく広範囲にわたり助長されている現状である。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案

(日本住宅公団法の一部改正)

第一条 日本住宅公団法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第八号中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて建設大臣に意見を提出することができる。

第三十二条第二項中「前条第二号」を「前条第一号の住宅又は同条第二号に、「日本住宅公団宅地債券」を「特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券」に、「当該宅地」を「当該住宅又は当該宅地」に改める。

第四十九条第二項を次のように改める。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第三十一条第一号の住宅又は同条第二号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券(以下「宅地債券」という)を発行することができる。

第四十九条第五項中「宅地債券」を「特別住宅債券若しくは宅地債券」に改め、同条第七項及び第九項中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第五十一条中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

第五十二条中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第六十一条第一項第四号中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「設立の」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十條に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

第二十七条の三第一項中「第三

十五條の二第二項の規定による特別の定め適用を受けること」を「第十七條第四項の規定による貸付金に係る土地を譲り受けること」に改める。

第四十九條第二号中「から第三項まで」を削る。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。